

議案第 1 3 号

白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 6 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う規定の整備をするとともに、多機能端末機に関する規定の整理をするため、関係する条例の一部を改正するものです。

白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例

(白井市印鑑条例の一部改正)

第1条 白井市印鑑条例(昭和50年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「)第22条第1項の利用者証明用電子証明書」を「。以下この項において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「。)」の次に「又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)」を加え、「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する専用の端末機」を「多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を交付する機能を有するものをいう。)」に改める。

第14条第1項中「印鑑登録証明」を「印鑑登録証明書」に改める。

(白井市手数料条例の一部改正)

第2条 白井市手数料条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表租税及び公課に関する証明書交付手数料の項中「民間事業者が設置する」を削り、同表印鑑登録証明書交付手数料の項中「第12条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中白井市印鑑条例第12条第3項の改正規定(「本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する専用の端末機」を「多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末

機であって、証明書等を交付する機能を有するものをいう。)」に改める部分に限る。) 及び同条例第14条第1項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第13号資料

○白井市印鑑条例及び白井市手数料条例の一部を改正する条例

(第1条関係) 白井市印鑑条例(昭和50年条例第6号)新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(印鑑登録証明書の交付)	(印鑑登録証明書の交付)
第12条 (略)	第12条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この項において「 <u>公的個人認証法</u> 」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、 <u>多機能端末機</u> (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を交付する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	3 第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の利用者証明用電子証明書 _____が記録されているものに限る。) _____ _____を使用して、 <u>本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する専用の端末機</u> _____に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。
(略)	(略)
第14条 市長が印鑑登録証明書を作成するに当たっては、電子計算機により、特に印影の写しが鮮明になるよう複写しなければならない。	第14条 市長が <u>印鑑登録証明</u> を作成するに当たっては、電子計算機により、特に印影の写しが鮮明になるよう複写しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)

(第2条関係) 白井市手数料条例(昭和40年条例第1号)新旧対照表

改正案	現行																		
(略)	(略)																		
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種類</th> <th style="width: 55%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 30%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>租税及び公課に関する証明書交付手数料</td> <td>(略)</td> <td>1通につき 300円(多機能端末機 (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された_____ _____端末機であって、証明書等を交付する機能を有す</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額	(略)			租税及び公課に関する証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円(多機能端末機 (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された_____ _____端末機であって、証明書等を交付する機能を有す	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">手数料の種類</th> <th style="width: 55%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 30%;">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>租税及び公課に関する証明書交付手数料</td> <td>(略)</td> <td>1通につき 300円(多機能端末機 (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された<u>民間事業者が設置する</u>端末機であって、証明書等を交付する機能を有す</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額	(略)			租税及び公課に関する証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円(多機能端末機 (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された <u>民間事業者が設置する</u> 端末機であって、証明書等を交付する機能を有す
手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額																	
(略)																			
租税及び公課に関する証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円(多機能端末機 (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された_____ _____端末機であって、証明書等を交付する機能を有す																	
手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額																	
(略)																			
租税及び公課に関する証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円(多機能端末機 (本市の電子計算機と電気通信回線で接続された <u>民間事業者が設置する</u> 端末機であって、証明書等を交付する機能を有す																	

		るものをいう。以下同じ。)による交付の場合にあつては、200円)
(略)		
印鑑登録 証明書交 付手数料	白井市印鑑条例第12条第2項又は第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	(略)
(略)		

		るものをいう。以下同じ。)による交付の場合にあつては、200円)
(略)		
印鑑登録 証明書交 付手数料	白井市印鑑条例第12条第2項_____の規定による印鑑登録証明書の交付	(略)
(略)		